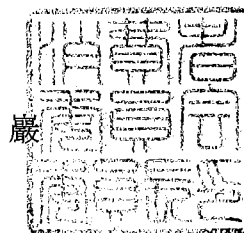




府消委第87号
平成30年4月23日

内閣総理大臣
安倍晋三 殿

消費者委員会
委員長 高 巖



答 申 書

平成29年10月16日付消食表第503号をもって諮問された品目のうち別添記載の品目の安全性及び効果の審査について、下記のとおり答申します。

記

平成29年10月16日付消食表第503号をもって諮問された「黄金烏龍茶」「日本のお茶」について、その安全性及び効果につき審査を行った結果、特定保健用食品として認めることとして差し支えない。

平成29年10月16日付消食表第503号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	黄金烏龍茶	株式会社伊藤園	本品は茶カテキンを含みますので、食事の脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、体に脂肪をつきにくくさせるのが特長です。体脂肪が多めの方の食生活の改善に役立ちます。
2	日本のお茶	株式会社伊藤園	本品は茶カテキンを含みますので、食事の脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、体に脂肪をつきにくくさせるのが特長です。体脂肪が多めの方の食生活の改善に役立ちます。

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる